

新潟県条例第36号

新潟県公共海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例

新潟県公共海岸占用料等徴収条例（平成12年新潟県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前				
（占用料） 第2条 （略） 2 前項の規定にかかわらず、占用の期間が1月に満たない場合の占用料の額は、別表第1の基準により算出した額に <u>1.1</u> を乗じて得た額とする。 3 （略） 別表第2 （第3条関係） 土石採取料基準			（占用料） 第2条 （略） 2 前項の規定にかかわらず、占用の期間が1月に満たない場合の占用料の額は、別表第1の基準により算出した額に <u>1.08</u> を乗じて得た額とする。 3 （略） 別表第2 （第3条関係） 土石採取料基準				
種 類	単 位	土 石 採 取 料	種 類	単 位	土 石 採 取 料		
石	長径8センチメートル以上30センチメートル未満のもの	(略)	160円	石	155円		
	(略)				(略)		
	長径45センチメートル以上60センチメートル未満のもの	(略)	120円		長径45センチメートル以上60センチメートル未満のもの	(略)	115円
	長径60センチメートル以上90センチメートル未満のもの	(略)	3,610円		長径60センチメートル以上90センチメートル未満のもの	(略)	3,530円
	長径90センチメートル以上120センチメートル未満のもの	(略)	7,230円		長径90センチメートル以上120センチメートル未満のもの	(略)	7,060円
	長径120センチメートル以上のもの	(略)	7,230円に長径が120センチメートルを超える15センチメートルまでごとに723円を加算した額		長径120センチメートル以上のもの	(略)	7,060円に長径が120センチメートルを超える15センチメートルまでごとに706円を加算した額
砂利	(略)	180円	砂利	(略)	175円		
かき込み砂利	(略)	160円	かき込み砂利	(略)	155円		
土砂	(略)	140円	土砂	(略)	135円		
備考 (略)			備考 (略)				

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成31年10月1日から施行する。
(経過措置)

2 改正後の第2条第2項及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に徴収すべき占用料及び土石採取料について適用し、同日前に徴収すべき占用料及び土石採取料については、なお従前の例による。